

盲ろう者ってどんな人

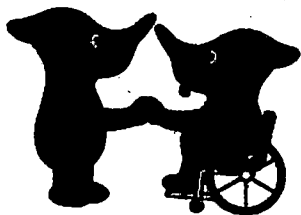
目と耳の両方に障害がある人のことです。

盲ろう者といってもその見え方や聞こえ方の程度によって様々です。

また、生活の中で様々な困難に直面しており、コミュニケーションや移動や情報の入手など、一人で行うことが困難なことが数多くあります。千葉県では、盲ろう者が感じている困難を軽減し、快適な生活を送るための手助けを行う通訳・介助員の派遣事業や生活訓練事業を実施しています。

県民の皆様へ

あなたの身近に、目と耳の両方に不自由があり、コミュニケーション等の支援を必要としている方がいらっしゃったら、このチラシの情報をお伝えください。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

通訳・介助員は、職務上知り得た盲ろう者に関する個人情報、他人に漏らすことは禁止されています。安心してご利用ください。

詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

事業実施機関及び問い合わせ先

NPO 法人千葉盲ろう者友の会



受付時間：月～金 9時～17時

(祝祭日・年末年始を除く)

〒262-0024 千葉市花見川区浪花町956-3

ファミリールハイツ浪花102号室

TEL, FAX 043-310-3008

E-mail

派遣事業 haken-chibadb@wd5.so-net.ne.jp

生活訓練事業 seikatsu.chibadb@gmail.com

県担当課：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
障害保健福祉推進班

TEL 043-223-2340

FAX 043-221-3977

千葉県 盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業 生活訓練事業 のご案内



盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業

派遣内容について

- 利用料は無料です。
- 盲ろう者へ情報保障と移動介助を行う通訳・介助員の派遣を行います。

例えば・・・

医療機関への受診、買い物、会議、冠婚葬祭などへの外出時における通訳や移動介助を行います。

また電話、手紙の代筆、代読などのコミュニケーションを支援します。

※政治活動、宗教活動、営業活動や通勤・通学等の送迎は、派遣対象外です。

※この事業は、千葉県がNPO法人千葉盲ろう者友の会に委託をしています。

(千葉県・千葉市・船橋市・柏市が共同で実施している事業です。)

↓【登録要件】↓ 次の要件を満たしている方が 対象です！

- 千葉県内に居住している方
- 身体障害者手帳の視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の方

※以下のような方も該当する場合がありますのでご相談ください。

- 視覚に障害があり、聞こえにくくなっている方(何度も聞き直すなど)
- 聴覚に障害があり、見えにくくなっている方(夜見えにくい、よく物にぶつかったりする、視野が欠けているなど)

【主なコミュニケーション方法】

手話(弱視手話・触手話)、指文字、手のひら書き、指点字、点字、音声、筆記など盲ろう者の障害の程度等により様々です。

盲ろう者向け 生活訓練事業

生活訓練内容について

- 利用料は無料です。
- 盲ろう者一人ひとりの能力や障害の程度に応じて、自身の希望に沿った内容で実施します。

主な訓練内容

- ・歩行訓練
- ・身辺・家事管理
- ・福祉機器の操作訓練
- ・コミュニケーション訓練
(※「主なコミュニケーション方法」参照)
- ・社会生活及び日常生活に関すること

※この事業は、千葉県がNPO法人千葉盲ろう者友の会に委託をしています。



★手帳の取得など、各種相談にも応じております。裏面の問い合わせ先まで、ご連絡をお願い致します。